

周南市学習総合支援システム提供業務 仕様書

1 内容

周南市立小・中学校において1人1台のタブレット端末を活用した授業や協働学習等の効果をより高めるために、令和2年度より授業支援システムとしてクラウド型の学習総合支援システムを整備し運用している。本件は、当該学習総合支援システムについて、提供システムの再選定・再構成を含むシステムの更新整備を行うものであり、以下に示す事項を本件の履行内容とする。

- (1) 周南市立小・中学校向けのクラウド型学習総合支援システムサービスの提供
- (2) 学習総合支援システムの利用に係る教員研修
- (3) 学習総合支援システムの導入支援及び利用支援

2 履行場所

周南市立小・中学校等

3 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(システムの使用期間は令和7年4月1日から令和11年3月31日まで(48月))

4 契約保証金

周南市契約事務規則第48条第3項第8号により免除

5 委託料の算出及び支払い

委託料は年度ごとの支払いとし、当該年度の5月1日時点の児童生徒数に契約単価を乗じた金額を当該年度の委託料¹とする。発注者は当該年度の役務提供が完了したのち、10日以内に当該年度分の給付内容について検査を行う。受注者は、前述の検査に合格したのち、当該年度分の委託料に係る請求書を提出し、発注者は受領後30日以内に委託料を支払うものとする。

6 履行に係る前提要件

- (1) システムの稼働、運用・提供に係る関係法規制を遵守し、違反・事故の無いよう十分注意すること。違反・事故が発生し、その原因が受注者の責に帰する場合は、受注者の責任において処理すること。
- (2) システムの最新動向を常に把握し、適宜必要な見直し・改善を実施すること。
- (3) 本仕様書等の閲覧時、契約時及び契約履行中に知り得た秘密や個人情報は適切に取り扱い、漏洩の無いようにすること。本規定は契約期間満了後も同様とする。
- (4) この仕様書を遵守すること。この仕様書に明記されていない細部の事項については、

¹ 見込数を算出するための基礎情報として仕様書別表3を参照のこと。なお、別表記載の数値は、本件の契約における使用者数を確約するものではないことに留意すること。

発注者の指示に従うこと。たとえ指示がない場合でも、この仕様書の趣旨に鑑み当然必要と考えられるものについては、受注者の責任において対応すること。

(5) 周南市立学校情報セキュリティポリシーを遵守すること。

7 システム機能に係る要件

本項目に記載の内容は、必須要件とする。その他の要件については、仕様書別表 1 によるものとする。

(1) 基本要件

ア ASP サービス（クラウドサービス）として提供され、WindowsOS、ChromeOS、iPadOS のいずれでも動作すること。なお、現在、本市にて使用している端末等は以下の通りであるが、どの機種でも動作すること。

学習者用・指導者用 端末	Apple 製 iPad 第 7 世代 (32GB) 富士通製 FARQ0600A、FARQ14011、FARQ18011
校務用パソコン	HP 製 ProBook 450 G9 Notebook PC

イ 以下の利用形態に対応できること。なお、使用端末は ア 記載の 3 OS のいずれかであるものとする。

利用場所	周南市立小・中学校 40 校（仕様書別表 2 参照）、児童生徒の自宅等
児童生徒の利用形態	・ 1 人 1 台学習者用端末を用いて学習に取り組む ・ 1 人 1 台学習者用端末を家庭に持ち帰り、学習に取り組む
教職員の利用形態	・ 指導者用端末を活用して、授業内外で使用する ・ 職員室で利用している校務用パソコンを使って、授業準備や資料確認を行う

ウ 家庭での持ち帰り学習も想定されるため、原則、24 時間 365 日利用可能とすること。

ただし、保守等の予定されたシステム停止については、この限りではない。

エ 運用単位は仕様書別表 2 の学校を対象とし、周南市立小・中学校の児童生徒（見込数は仕様書別表 3 参照）、教職員（約 800 名）全ての利用者にアカウントを付与できること。

オ サービス開始後に利用者が入力した情報及び発注者が登録した情報のうち、発注者の情報管理義務を有する情報については、サービス利用契約終了後全て抽出し発注者に提供できること。または、発注者にて簡単に抽出できるインタフェースを有すること。

カ サービス利用契約終了後は、保有データの提供ののち、速やかにシステムから消去すること。消去においては、復元不可能な状態にすること。また、作業完了後は、報告書を提出すること。

(2) アプリの機能に関する要件

ア 児童生徒の参加状況や操作端末の状況等が、指導者用の機能から一覧画面で確認できること。また、画面には児童生徒名が表示されること。

イ 写真やテキスト、手書き文字などオブジェクトを自由に配置して、カードやノート等

の資料を作成でき、作成した資料を組み合わせでプレゼンテーション資料を作成できること。

ウ 児童生徒同士の意見の集約や共有をスムーズに行う機能があること。

エ 学校管理者アカウントで教員及び児童生徒のアカウント作成、修正、削除ができること。

オ 学校管理者アカウントで Web 管理画面から、個別の教員及び学習者の学級やグループ設定をできること。

カ アカウント管理やクラス編成は、Microsoft Excel 形式等で作成したリストデータにより一括エクスポート、インポートが可能なこと。

キ 年次更新（進級処理）を支援するインタフェースを有すること。

8 運用サポートに係る要件

システムサービスの提供にあたり、以下の事項に係る運用サポートを設けるものとし、具体的な対応条件・対応体制については受注者の提案による。

- (1) 運用上の問題が発生した場合に問い合わせや支援を依頼できるヘルプデスクを設けること。
- (2) 年度切替を円滑に実施するためのサポート体制を整えること。
- (3) タブレット端末を学習に効果的に活用するための助言や支援をすること。
- (4) 他の自治体での実践例などの情報提供ができること。
- (5) 月単位及び任意期間で学校別・機能別等の区分によりシステム利用状況を発注者が把握できる仕組み（月次レポートの提出による対応も可）を設けること。
- (6) 受注者は、運用開始前に教員向けの受け入れ研修及び学校管理者向けの管理操作研修を行うこと。また、使用期間において毎年度 1 回以上の教員向け研修を行うこと。

なお、研修の実施形態は、発注者が指定する場所での集合研修または Web 会議形式でのオンライン研修のいずれかとする。また、当該研修に参加できない者でも、研修内容を確認できる方法（研修資料動画ファイルの提供、オンデマンド配信など）を提案すること。

9 クラウドサービスの信頼性等

クラウドサービスで取り扱う情報の漏えい防止対策、不正アクセス防止対策、データ保護対策、システムのレスポンス確保や可用性対策等を図るものとし、具体的な対策は受注者の提案による。

10 追加提案

提案者の専門的な立場から本仕様書に示す要件以外で、次の内容を達成できるような有益な提案がある場合は、追加提案を行うこと。当該追加提案の履行に要する経費は、本件の見積価格に含めること。

- (1) 児童生徒の端末活用の日常化
- (2) 児童生徒の学習習慣の定着
- (3) 児童生徒の学力の向上
- (4) 授業の質及び児童生徒の授業満足度の向上
- (5) 教員の ICT 活用指導力の向上

1 1 その他

- (1) 本件契約で新たに作成された成果物の著作権は、原則として本市に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議の上決定すること。